株式交換に関する事前開示書類
（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2024 年 1 月 10 日
株式会社スペースシャワーネットワーク

2024年1月10日

株式交換に関する事前開示書類

東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長　林　吉人

当社は、2023年11月10日付で株式会社ＳＫＩＹＡＫＩ（以下「ＳＫＩＹＡＫＩ」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年４月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ＳＫＩＹＡＫＩを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。本株式交換に関し、会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条の規定による開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、①本株式交換及び②当社が、本株式交換の効力が発生していることを条件として当社の完全子会社である株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）に対して、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く当社の営む一切の事業を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、当社及びＳＫＩＹＡＫＩが、持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことの一環として行われるものです。

記

１．本株式交換契約の内容（会社法第794条第１項）
別紙１のとおりです。

２．本株式交換の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第１号）
別紙２のとおりです。

３．本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第２号）
ＳＫＩＹＡＫＩが発行している各新株予約権（第４回新株予約権（A）、第５回新株予約権（A）、第５回新株予約権（A）（第２次）、第５回新株予約権（B）（第３次）、第６回新株予約権（A）、第６回新株予約権（B））については、いずれも効力発生日までに全て行使される予定です。また、ＳＫＩＹＡＫＩは新株予約権付社債を発行しておりません。そのため、該当事項はありません。

４．株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第３号）
（１）株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

（２）株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①　資本準備金の額の減少

ＳＫＩＹＡＫＩは、2023 年７月１日を効力発生日として、資本準備金の額 567,259,450 円のうち 567,000,000 円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えました。

②　株式会社エンターメディア FC の吸収合併

ＳＫＩＹＡＫＩは、2023 年７月１日を効力発生日として、ＳＫＩＹＡＫＩの完全子会社であった株式会社エンターメディア FC を吸収合併いたしました。

③　資本金の額の減少

ＳＫＩＹＡＫＩは、2024 年１月 30 日（予定）を効力発生日として、資本金の額 597,284,450 円のうち、567,284,450 円減少させ、資本金の額を 30,000,000 円とし、減少する資本金の額 567,284,450 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決定いたしました。

５．株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第４号イ）

当社は、2023 年 12 月１日付で、分割準備会社を設立いたしました。

また、当社は、分割準備会社との間で、2023 年 12 月 22 日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。本吸収分割は、2024 年１月 26 日開催予定の当社の臨時株主総会において承認を得た上で、本株式交換の効力が発生していることを条件として、2024 年４月１日を効力発生日として行う予定です。

６．本株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第５号）

該当事項はありません。

以　上

別紙１　本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「甲」という。）及び株式会社SKIYAKI（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2023年11月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（株式交換の実施）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条　（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲　商号：株式会社スペースシャワーネットワーク
　　住所：東京都港区六本木三丁目16番35号

乙　商号：株式会社SKIYAKI
　　住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

第3条　（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（ただし、第8条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.76を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.76株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条　（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める金額とする。

第5条　（新株予約権の処理）

乙は、効力発生日（第6条にて定義する。）の前日までに、乙が発行した未だ権利行使されていない新株予約権のすべてについて、その新株予約権者をして、その保有するすべての新株予約権を適法かつ有効に行使させるよう最大限努力する。

第6条　（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条　（株式交換契約の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条　（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条　（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第10条　（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条　（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

(1) 効力発生日の前日までに、本契約につき第7条第1項又は第7条第2項に定める甲又は乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合

(2) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合

(3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第12条　（裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条　（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議しこれを解決するよう努める。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年11月10日

甲：　東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長　林　吉人

乙：　東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社SKIYAKI
代表取締役社長　小久保　知洋

別紙２　本株式交換の対価の相当性に関する事項

１．本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結に際して、以下のとおり、対価の総数及び割当ては相当であると判断いたしました。また、当社はその後においてもかかる判断に重要な影響を与える事由は生じていないと判断しております。

（１）本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	ＳＫＩＹＡＫＩ （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 株式交換比率	1	0.76
本株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：8,190,871 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

ＳＫＩＹＡＫＩ普通株式１株に対して、当社普通株式 0.76 株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する株式数

当社普通株式 8,190,871 株（予定）

上記の普通株式数は、2023 年１月 31 日時点におけるＳＫＩＹＡＫＩ普通株式の発行済株式総数(10,785,500 株)から同日時点におけるＳＫＩＹＡＫＩの所有する自己株式数(8,038 株）を控除した株式数（10,777,462 株）に基づいて算出しております。当社は、本株式交換に際して、当社がＳＫＩＹＡＫＩの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のＳＫＩＹＡＫＩの株主の皆様に対して、その保有するＳＫＩＹＡＫＩ普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社普通株式を割当交付する予定です。また、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。なお、ＳＫＩＹＡＫＩは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第１項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、ＳＫＩＹＡＫＩが基準時までに保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。また、ＳＫＩＹＡＫＩが発行している各新株予約権が行使された場合には、当該各新株予約権の目的となるＳＫＩＹＡＫＩ普通株式を含みます。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元（100 株）未満の当社普通株式の割当を受けるＳＫＩＹＡＫＩの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるＳＫＩＹＡＫＩの株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第１項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

（注４）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社普通株式１株に満たない端数の割当を受けることとなるＳＫＩＹＡＫＩの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

（２）割当ての内容の根拠及び理由

当社及びＳＫＩＹＡＫＩは、上記「（１）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は、トラスティーズＦＡＳ株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、ＳＫＩＹＡＫＩは、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社においては、下記「（４）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるトラスティーズから 2023 年 11 月９日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

ＳＫＩＹＡＫＩにおいては、下記「（４）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから 2023 年 11 月９日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ＳＫＩＹＡＫＩの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

上記のほか、両社はそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について、慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、2023 年 11 月 10 日開催の両社の取締役会により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

（３）算定に関する事項

①　算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるトラスティーズ及びＳＫＩＹＡＫＩの第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも、当社及びＳＫＩＹＡＫＩから独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②　算定の概要

トラスティーズは、本株式交換比率について、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの普通株式がともに金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用してそれぞれ算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、ＳＫＩＹＡＫＩ普通株式１株に対して割り当てる当社普通株式の数の算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.697～0.834
ＤＣＦ法	0.433～0.771

なお、市場株価法においては、両社ともに 2023 年 11 月９日を算定基準日として、当社について、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき、また、ＳＫＩＹＡＫＩについて、東京証券取引所グロース市場における算定基準日から遡る１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

トラスティーズは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トラスティーズは、両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。トラスティーズの本株式交換比率の算定は、2023 年 11 月９日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、ＳＫＩＹＡＫＩの財務予測その他将来に関する情報については、ＳＫＩＹＡＫＩの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成され、当社の経営陣により

合理的に検討及び確認されたこと並びにそれらの予測に従い当社及びＳＫＩＹＡＫＩの財務状況が推移することを前提としております。また、トラスティーズの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、トラスティーズが算定の際に前提とした当社及びＳＫＩＹＡＫＩの財務予測には、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。

また、トラスティーズがＤＣＦ法による分析の基礎とした当社及びＳＫＩＹＡＫＩの財務予測は、両社のスタンド・アローンベースであり、本経営統合による影響を加味したものではありません。

山田コンサルは、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法（ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.66～0.84
ＤＣＦ法	0.58～0.85

市場株価法においては、両社ともに2023年11月９日を算定基準日として、当社について、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。ＳＫＩＹＡＫＩについて、東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ法においては、両社が第三者算定機関に算定目的で使用することを了承した、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公表された情報等の諸要素を前提としております。

なお、山田コンサルがＤＣＦ法の評価の基礎とした、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

山田コンサルは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、

独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は 2023 年 11 月９日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

（４）公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社であるＳＫＩＹＡＫＩが当社の株式交換完全子会社となることから、当社及びＳＫＩＹＡＫＩは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

①　独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、第三者算定機関としてトラスティーズを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく 2023 年 11 月９日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。一方、ＳＫＩＹＡＫＩは第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく 2023 年 11 月９日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。

算定報告書の概要については、上記「（３）算定に関する事項」をご参照下さい。なお、当社及びＳＫＩＹＡＫＩは本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

②　独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。一方、ＳＫＩＹＡＫＩは、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、シティユーワ法律事務所及び北浜法律事務所は、当社及びＳＫＩＹＡＫＩから独立しており、当社及びＳＫＩＹＡＫＩとの間に重要な利害関係を有しておりません。

（５）利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社とＳＫＩＹＡＫＩの間には、資本・人的・取引関係に該当事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「（４）公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

２．当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が決定いたします。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事　業　報　告

（2022年２月１日から
2023年１月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大懸念が継続する一方で、行動制限の緩和や経済活動の正常化など収束に向かう動きが見られるようになりました。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、金利・為替相場の変動や物価上昇が進行するなど、景気の先行きは未だ不透明な状況が継続しております。

当社グループは、「創造革命で世界中の人々を幸せに」という企業理念の下、「“FanTech”分野で新たなマーケットを創造し、世の中に価値を提供する」ことをビジョンに掲げ、世界中で利用されるプラットフォームを目指して、FanTech領域におけるプラットフォーム事業を中心に事業を展開しております。

現在、当社グループでは、ファンのためのワンストップ・ソリューションプラットフォーム「Bitfan Pro」及びオープンモデル（CtoC型）プラットフォーム「Bitfan」を中核とし、連結子会社における旅行・ツアー事業及びスポーツマーケティング事業等を展開しております。

「Bitfan Pro」及び「Bitfan」では、ストック収益であるファンクラブ（以下、「FC」という。）サービスの会費に係る手数料及びフロー収益であるクリエイターグッズ等のECサービスに係る販売手数料を売上高に計上しております。

FCサービスを取り巻く環境については、スマートフォン及び高速通信の普及が進み、第５世代移動通信システム「5G」の整備が進むなど、モバイル端末機器によるインターネットの利用環境が一層整備され、今後も安定的な成長が見込まれております。また、2006年以降、ライブ・コンサート市場規模は拡大傾向にあり（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）、会員向けに先行チケット販売サービスを提供するFCサービスに対する需要は高まっております。一方で、COVID-19の感染拡大に伴い、ライブ・イベントの多くは入場者数の制限等を余儀なくされ、チケット先行予約も減少するなどの影響を受けましたが、足元ではイベントの入場制限撤廃や声出しの解禁など、経済活動の正常化に向かう動きが見られるようになりました。

ECサービスを取り巻く環境については、インターネットの普及及び通信の高速化を背景に、EC市場は堅調に成長しております（出所：経済産業省「令和元年度電子商取引に関する市場調査」）。2020年のEC関連市場規模推計は、全体で20.0兆円であり、2026年度の市場規模は29.4兆円に拡大することが見込まれております（出所：野村総合研究所）。コロナ禍により急速に景況感が悪化した2020年以降においても、全世界的なオンラインシフトの加速によりEC市場全体では堅調な成長が見られるなど、そのサービスの重要性はより高まっていると考えられます。

このような外部環境を背景とし、当社グループでは、「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を中心に、メジャーなアーティストのみならず、今後芽を出すと見込まれる新人アーティストまで幅広く取り扱い、FCの有料会員の獲得を図ってきた他、漫画・アニメ・ゲーム領域やそれらを原作とする2.5次元ミュージカル、バーチャルYouTuber（VTuber）、スポーツチーム及び格闘家等の新たなジャンルに係るFCを他社に先駆けて立ち上げ、競合他社との差別化を図って参りました。さらに、オープンモデル（CtoC型）のオールイン型ファンプラットフォーム「Bitfan」の開発に注力し、2020年の全面リニューアル以降、FC, EC, 電子チケット等の基本的な機能に加え、ライブ配信やグループチャット等のコミュニケーション機能も強化し、より魅力的なサービスを提供するためのプラットフォームの開発を進めております。また、事業拡大及び社内管理体制強化のため、有能な人材の採用を積極的に行って参りました。

かかる状況の下、FCサービスについては、取扱いクリエイター数及び有料会員数の増加に加えて、前連結会計年度である2021年12月において株式会社エンターメディアFCを連結子会社化した影響により、売上高は1,406百万円（前連結会計年度比13.1％増）となりました。当該売上高の増加に伴い、決済代行会社向け回収手数料等の変動費が増加しました。

ECサービスについては、前連結会計年度においてクリエイターグッズ等のオンラインでの販売が非常に好調であったことの反動減により、売上高は761百万円（同10.1％減）となりましたが、新規獲得によるサービス数の増加に加えて、コロナ禍を契機に多くのクリエイターがオンラインでのグッズ販売を強化した影響や、当社がクリエイターグッズの企画製造販売を行うMD事業を強化している効果もあり、COVID-19感染拡大前の連結会計年度における売上高と比較して、引き続き増加傾向を維持しております。当該売上高の減少に伴い、倉庫物流事業者向け倉庫費用等の変動費が減少しました。

その他の売上高は、電子チケットサービスである「SKIYAKI TICKET」及び「Bitfan Pass」のサービス提供、クリエイターグッズ等の企画製造及びECサイトでの販売を行うMD（マーチャンダイジング）サービスの提供、スポットでのクリエイターのライブ・イベント制作、その他上記に含まれないサービスに係るシステム提供及び運営業務受託等により、売上高は286百万円（同10.9％増）となりました。

その他、従業員数の増加及び昇給による人件費の増加に加え、売上高の増加に伴う決済代行会社向け回収手数料の増加等の影響により、販売費及び一般管理費が増加しました。

また、営業外収益として持分法による投資利益及び連結子会社の清算に係る債務免除益等を計上し、営業外費用として貸倒引当金繰入額等を計上するとともに、特別利益として投資有価証券売却益、貸倒引当金戻入額及び持分変動利益を、特別損失として投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額並びに臨時損失をそれぞれ計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,454百万円（前連結会計年度比4.5％増）、営業利益225百万円（同132.2％増）、経常利益236百万円（同149.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益54百万円（同55.2％減）となりました。

なお、当社グループは、報告セグメントを従来「プラットフォーム事業」及び「O2O事業」の２区分としておりましたが、当連結会計年度の期首より「プラットフォーム事業」の単一セグメントに変更しております。これにより、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

サービス別売上高

事業区分	第19期（2022年1月期）（前連結会計年度）		第20期（2023年1月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
プラットフォーム事業						
FCサービス	1,243百万円	52.9%	1,406百万円	57.3%	162百万円	13.1%
ECサービス	847	36.1	761	31.0	△85	△10.1
その他	258	11.0	286	11.7	28	10.9
合計	2,348	100.0	2,454	100.0	105	4.5

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第20期の期首から適用しており、第19期は当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は10百万円で、その内容は次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

自社開発プラットフォーム機能追加及び付加価値向上のためのソフトウェア開発費　10百万円

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と借入極度額500百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度中における金融機関からの資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度中に、以下の会社の株式を取得しました。
・2022年４月　株式会社Voicyの発行済株式の0.5％を取得

また、当連結会計年度中に、連結子会社であった以下の在外子会社について清算結了しました。
・2022年３月　SKIYAKI 65 Pte. Ltd.
・2022年６月　SKIYAKI 82 Inc.

なお、上記の在外子会社を清算した理由は、COVID-19の影響により海外における営業活動が困難になったためであります。一方で、すでに当社が提供するプラットフォームサービスの多言語翻訳、他通貨決済、海外送金等のグローバル対応は完了していることから、今後は海外における現地パートナー企業との提携等を通じて、世界中で利用されるプラットフォームの確立を目指して参ります。

⑵ 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2020年１月期)	第 18 期 (2021年１月期)	第 19 期 (2022年１月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2023年１月期)
売上高(百万円)	2,949	2,711	2,348	2,454
経常利益(百万円)	25	72	94	236
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	△225	△22	121	54
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△21.33	△2.15	11.36	5.07
総資産(百万円)	3,140	3,995	3,669	4,100
純資産(百万円)	1,018	985	1,161	1,228
１株当たり純資産(円)	92.66	91.22	107.44	113.06

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第20期の期首から適用しており、第17期から第19期までの企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2020年１月期)	第 18 期 (2021年１月期)	第 19 期 (2022年１月期)	第 20 期 (当事業年度) (2023年１月期)
売上高(百万円)	1,736	2,416	2,209	2,288
経常利益(百万円)	201	327	136	196
当期純利益又は当期純損失（△）(百万円)	△210	△53	167	15
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△19.96	△4.98	15.59	1.44
総資産(百万円)	2,958	3,800	3,594	3,978
純資産(百万円)	1,005	962	1,141	1,166
１株当たり純資産(円)	94.11	89.82	106.15	108.25

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第20期の期首から適用しており、第17期から第19期までの当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

⑶　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ロックガレージ	10百万円	55.0%	旅行・ツアー事業
株式会社SEA Global	17百万円	80.6%	スポーツマーケティング事業
株式会社エンターメディアFC	0百万円	100.0%	アーティストのファンクラブ運営事業

（注）SKIYAKI 65 Pte. Ltd. 及びSKIYAKI 82 Inc.について、当連結会計年度中に清算結了したため連結の範囲から除いております。

⑷　対処すべき課題

当社グループが属する音楽業界・エンタテインメントを主として取り扱うIT業界においては、当社グループ及び大手数社がシェアを占める構図になっております。

このような状況の下、当社グループは、エンタープライズ向けカスタム型ファンプラットフォーム「Bitfan Pro」の優位性が他社に対する強みであると考えており、その強みを活かして多くのコンテンツホルダー企業に対して継続的に営業を行って参りました。その結果、多くのコンテンツホルダー企業との間で業務提携契約を締結することができ、会員数を伸ばして参りました。

一方で、現状、小規模な組織により事業を運営していることもあり、コーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。また、当社グループのサービスの要である「Bitfan Pro」に更なる競争力を持たせるとともに、オープンモデルのオールインワン型ファンプラットフォーム「Bitfan」の機能拡充を進めるため、一層十分な開発リソースを確保していく必要があることも課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んで参ります。

①人材の確保

現在IT業界においては、優秀なエンジニアの確保が困難な状況が続いております。当社グループとしましては、従業員が働きやすい環境づくりや福利厚生の充実を図っております。

具体的には、外部サービスを含む複数の社内業務管理システムや電子稟議システムの導入等により業務の効率化を推進することで、従業員が仕事とプライベートを両立できる環境の構築に努めており、当連結会計年度における従業員の月平均の所定外労働時間は、全体で約７時間31分、エンジニアに限ると約１時間50分となっております（2022年２月１日～2023年１月31日実績。なお、一般社団法人情報サービス産業協会が2022年３月に公表した「2021年版　情報サービス産業　基本統計調査」によれば、同協会に加盟する事業者におけるエンジニアの月平均の所定外労働時間は、約18時間15分）。

また、リモートワーク制度を導入し、従業員が在宅で就業できる環境を整備するとともに、時間単位有給休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的取得の推奨等の施策により、従業員が有給休暇を取得しやすい環境を整備しており、当連結会計年度における有給休暇取得率は76.6％でした。

加えて、求職者を惹きつけるような魅力あるクリエイターのファンクラブを継続的にリリースしていくことが、当社グループの業務の魅力とやりがいをわかりやすい形で伝えるための重要な手段になると考えております。

②コンテンツ力の更なる強化

当社グループでは、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの獲得のための新たなパートナー獲得に向けた取り組みを行っております。引き続き、多くのライツホルダー企業とのアライアンスの促進や、ブレイク前のクリエイターの発掘等を行って参ります。また、新たなジャンルを開拓するため、クリエイターエコノミー領域へ営業網を拡大しており、YouTuber, TikTokerをはじめとするあらゆる分野のクリエイターへの営業活動を強化し、当社グループのサービスを利用していただくクリエイターとファンの双方にメリットを提供できるよう、積極的にコンテンツを拡充して参ります。

③内部管理体制の強化

当社が今後一層の事業拡大を進めるとともに事業環境の変化に適応していくためには、内部管理体制を強化していくことも重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを強化していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図って参ります。

④システム基盤の強化

当社グループが掲げる「創造革命」を実現するには、単なるコンテンツの提供者ではなく、トータルソリューションを提供するプラットフォーマーとしての立ち位置を確立することが必要であり、自社開発と他社との提携を組み合わせてプラットフォーム機能の拡充を進めております。また、当社グループは収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが重要な経営課題であると認識しております。「Bitfan Pro」をはじめとする当社サービスの利用者増加に対応するための負荷分散や、「Bitfan」の機能拡充等、継続的にシステム基盤と機能の強化を図っていく方針であります。

⑤会員情報の管理体制

当社グループの事業では多数の会員の個人情報を取り扱っており、その数はサービスの拡大に比例して増加しております。そのため、今後個人情報の管理体制をより一層厳格に行うことを重要な課題として認識しております。

不正アクセス等への事前対策はもちろん、情報漏洩の多くが内部の関係者のヒューマンエラーに起因しているという実情を踏まえ、情報の取り扱いに関する社内規程を厳格に定め、全役職員を対象に情報セキュリティに関する社内研修を定期的に実施するとともに、毎年機密情報・個人情報の適切な管理に関する誓約書を提出させるなど、引き続き全役職員の情報管理意識及び情報リテラシーの向上に努めております。

加えて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC27001：2013」の認証を取得しており、より強固な情報管理体制を構築するとともに、万が一の事態に備え、個人情報漏洩時の損害保険にも加入しております。

⑥グローバルな事業展開

当社グループでは、社名にも想いを込めたように、グローバルな事業展開を目指しております。「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を中核とした当社グループのサービスをグローバルに展開し、世界中のクリエイターに利用されるよう、現地でのパートナー企業の選定、協業の際の当社グループシステムとの連携等の推進を重要な経営課題として認識しております。

一方で、長期化するCOVID-19感染拡大の影響を受けて、グループ全体でのグローバル戦略の見直しが必要と考え、当連結会計年度において在外子会社２社を清算しております。すでに当社が提供するプラットフォームサービスの多言語翻訳、他通貨決済、海外送金等のグローバル対応は完了していることから、今後は海外における現地パートナー企業との提携等を通じて、世界中で利用されるプラットフォームの確立を目指して参ります。

⑦他の企業との資本業務提携の推進

当社グループは、当連結会計年度末日時点において当社及び連結子会社３社、持分法適用関連会社３社により構成されておりますが、当社グループを取り巻く事業環境の急激な変化に対応し、収益基盤をより一層強固にするため、継続してグループ全体の最適化を図っております。今後も、事業上のシナジーが見込める提携先企業の選定と、当初想定していたシナジーが見込めないグループ会社の整理を継続的に検討し、グループ全体の最適化による収益向上を図って参ります。

なお、具体的なM&A戦略としては、当社グループとのシナジーが見込まれる以下の目的に適合した投資先を検討対象としております。

・顧客基盤の拡大

当社グループが提供する「Bitfan Pro」及び「Bitfan」等のプラットフォームサービスにおいて、多くのファンを獲得できる可能性があるクリエイターを獲得するための投資

・プロダクトの機能強化

上記の当社プラットフォームサービスにおいて、クリエイターやファンに向けた新たな機能を追加するための投資

⑸　**主要な事業内容**（2023年１月31日現在）

当社グループは、エンタープライズ向けカスタム型ファンプラットフォーム「Bitfan Pro」、及びオールイン型ファンプラットフォームである「Bitfan」を中核としたプラットフォーム事業を主な事業としております。

プラットフォーム事業のサービス別の区分として、「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を通じて提供するFCサービス並びにECサービス、電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」及び「Bitfan Pass」、クリエイターグッズの企画製造販売を行うMD（マーチャンダイジング）事業、ライブを軸にアーティストとファンを繋ぐ国内最大級の音楽ライブ情報サービス「LiveFans」、連結子会社である株式会社エンターメディアFCが運営するFCサービス等の各種サービスを提供しております。

その他事業として、連結子会社である株式会社ロックガレージにおける旅行・ツアー事業、株式会社SEA Globalにおけるスポーツマーケティング事業、持分法適用関連会社である株式会社SKIYAKI LIVE PRODUCTIONにおけるアーティストのコンサート・イベント制作を中心としたO2O事業、株式会社3DAYにおけるペット関連事業、株式会社shabellにおける人材紹介・就活支援事業等を行っております。

⑹　**主要な事業所**（2023年１月31日現在）

①　当社

本社：　東京都渋谷区

②　子会社

株式会社ロックガレージ	本社：	東京都渋谷区
株式会社SEA Global	本社：	東京都渋谷区
株式会社エンターメディアFC	本社：	東京都渋谷区

⑺ **使用人の状況**（2023年１月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プラットフォーム事業	99（11）名	5名増（5名増）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー及び契約社員）は、最近１年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99（7）名	5名増（2名増）	34.9歳	4.4年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー及び契約社員）は、最近１年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2023年１月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	159百万円
城南信用金庫（注３）	7
株式会社三井住友銀行	2
日本生命保険相互会社	2
合計	173

（注）１．当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額500百万円のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。

２．当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

３．連結子会社である株式会社SEA Globalにおける借入金であります。

2．会社の現況

⑴　株式の状況（2023年１月31日現在）

①　発行可能株式総数　　36,700,000株

②　発行済株式の総数　　10,785,500株

（注）譲渡制限付株式報酬としての新株発行及びストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は35,000株増加しております。

③　株主数　　4,145名（うち単元株主数　3,833名）

④　大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	3,655千株	33.91%
株式会社Ａｒａｒｉｋ	972千株	9.02%
宮瀬卓也	507千株	4.71%
本多智洋	283千株	2.63%
川端修三	230千株	2.13%
西村裕二	184千株	1.71%
株式会社ＳＢＩ証券	180千株	1.67%
日名耕太	135千株	1.25%
那須淳	100千株	0.93%
豊田洋輔	95千株	0.88%

（注）持株比率は自己株式（8,038株）を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	25,000株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「２．⑶④　取締役の報酬等」に記載しております。

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役の状況（2023年１月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小久保　知洋	当社開発部担当取締役
取締役	酒井　真也	公認会計士 当社管理部担当取締役
取締役	廣田　政智	当社ソリューション事業部、経営企画室担当取締役
取締役	那須　淳	当社ソリューション事業部担当取締役
取締役	髙橋　誉則	株式会社インクルスマイル　代表取締役社長 株式会社Catalyst・Data・Partners　代表取締役社長 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　代表取締役副社長
取締役 （監査等委員）	井上　昌治	弁護士 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル所属 KLab株式会社　社外取締役（監査等委員） 株式会社ザッパラス　社外取締役（監査等委員） アララ株式会社　社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	近田　直裕	公認会計士、税理士 近田公認会計士事務所　所長 興亜監査法人　代表社員 三菱総研DCS株式会社　社外監査役
取締役 （監査等委員）	丸山　聡	アクセルマーク株式会社　社外取締役（監査等委員） ピクスタ株式会社　社外取締役（監査等委員） StarshotPartners合同会社　代表社員 松竹株式会社　社外取締役

（注）１．取締役（監査等委員）井上昌治氏、近田直裕氏及び丸山聡氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（監査等委員）近田直裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．取締役（監査等委員）丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザリー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

５．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である各監査等委員とは、当社定款に基づき、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款の定めにより法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されます。

ただし、当該保険契約に係る免責規定により、被保険者が法令違反等を認識しながら行った行為等を含む一定の場合には免責となります。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年４月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本報酬に関する方針

区分	金銭報酬
代表取締役社長	従業員の平均給与×３～５倍
取締役（監査等委員を除く）	従業員の平均給与×２～４倍

（注）金銭報酬の計算に適用する倍率は、当社グループの連結税引後利益の水準等を考慮するものとし、各取締役に適用する倍率は、業務執行状況及び各部門のパフォーマンス等を評価した上で決定しております。

b．非金銭報酬等に関する方針

区分	非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）
代表取締役社長	10,000株
取締役（監査等委員を除く）	5,000株

（注）譲渡制限付株式報酬の株式付与数は、原則として固定としております。なお、譲渡制限付株式の発行に係る割当契約の概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

３年間から20年間までの間で当社の取締役会が定める期間としております。当該譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、対象取締役が正当な理由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

当社は、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

②譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本割当株式の数は、本割当株式の数に、本払込期日の属する月から当該対象取締役が退任又は退職した日の属する月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合は１とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）といたします。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき本譲渡制限が解除された時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然にこれを無償で取得するものといたします。

c．報酬等の割合に関する方針

金銭報酬及び非金銭報酬等の割合については、「a．基本報酬に関する方針」及び「b．非金銭報酬等に関する方針」に従い割合を決定する方針です。なお、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬限度額は年額300百万円以内、譲渡制限付株式報酬の上限は年100,000株以内としております。

d．報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬である月額報酬は、年額を12で除した金額を基準とし、毎月４月に決定し、５月より支給しております。譲渡制限付株式報酬については、毎年４月に決定し、５月に支給しております。

e．報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長兼当社開発部担当取締役である小久保知洋氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬に係る株式割当数の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うにあたり、代表取締役社長が評価者として適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその適正性・妥当性等について確認しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	64 （－）	56 （－）	7 （－）	4 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 （12）	14 （12）	－ （－）	4 （3）
合計 （うち社外取締役）	78 （12）	70 （12）	7 （－）	8 （3）

（注）１．対象となる役員の員数は、2022年４月26日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含み、無報酬の取締役（監査等委員を除く）１名を除いております。

２．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．(1)⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

３．取締役の金銭報酬の額は、2016年４月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については年額300百万円以内、取締役（監査等委員）については年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名であり、取締役（監査等委員）の員数は３名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2018年４月26日開催の第15期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内、株式数の上限を年20,000株以内（ただし、2018年８月１日付の株式分割により、年100,000株以内と調整されております。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は６名です。

ハ．当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・他の法人等の重要な兼職の状況は「２.会社の現況 (3)会社役員の状況 ①取締役の状況」に記載のとおりであります。
・社外取締役（監査等委員）井上昌治氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（監査等委員）近田直裕氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（監査等委員）丸山聡氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 (監査等委員)	井　上　昌　治	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に上場企業としてあるべき業務執行体制及び意思決定プロセス等に関する改善点について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会５回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取　締　役 (監査等委員)	近　田　直　裕	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計、税務及び適正な財務報告等の領域において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会５回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 (監査等委員)　　丸　山　　聡	取締役（監査等委員）就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。主にベンチャーキャピタルの経営者・投資家としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理の領域において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会９回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　　太陽有限責任監査法人

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．会計監査人の報酬等の額について、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬等の額が３百万円あります。
３．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容
該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．法令等及び定款、社内規程に基づき、コンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合に就業規則等に則り適正に処分する。

ロ．内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。

ハ．業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。監査等委員会は、その結果を、被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

ニ．業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む。）によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

ロ．事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。

ハ．事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止するとともに被害・損失を最小限にとどめるための体制を整備する。

ニ．内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

ホ．社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、全取締役それぞれが割当てられた業務を適切かつ効率的に執行し、迅速な意思決定が行えるようその体制を構築並びに維持するほか監視監督を遂行する。

ロ．取締役会は中期経営計画及び予算を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的に実施状況をモニタリングし、その結果並びに取締役の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。

ハ．取締役社長、常勤取締役及び随時取締役社長が指名する使用人により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。

ニ．業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規程に定めるところによる。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社における重要事項については、関係会社管理規程及び職務権限規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、経営会議等へ報告する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス管理規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び補助使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人として職務の遂行に必要な知見を有する者を配置するとともに、当該取締役及び使用人は監査等委員会の指揮命令下において職務を遂行するものとする。

ロ．当該取締役及び補助使用人の任命、異動、評価、懲戒、給与等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦　監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．監査等委員でない取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。

ロ．内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査等委員会に対して報告を行う。

⑧　監査等委員会へ報告した者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査等委員会へ報告した者が不利な取扱いを受けないよう、内部通報規程に基づき、会社に対する通報者の保護義務及び通報者情報に関する守秘義務を設ける。

ロ．通報者への報復行為に関する通報を受けた場合、内部監査室はリスクマネジメント委員会を招集し、報復行為者に対する報復行為の中止を命じる。

⑨　監査等委員の職務執行のための費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行のための費用又は債務の処理については、その支出の必要性及び金額等について著しく不合理であると認められる場合を除き、原則として会社の費用として処理することにより、監査の実効性を確保する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

ロ．監査等委員会は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。

ハ．取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

ロ．財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

ハ．財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価を実施し、問題があれば必要な改善並びに是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンス体制について

当社は、ＳＫＩＹＡＫＩ行動規範及びコンプライアンス管理規程を制定しております。社内のコンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるよう、全従業員を対象としたコンプライアンス研修等を実施し教育・啓蒙に努めております。また、法的課題が考えられる場合は法務担当者が相談窓口として事前相談を受ける等、コンプライアンス違反の予防対策を講じております。

万一、コンプライアンス違反等の問題が発生した場合には、就業規則等に則り適正に処分することにしております。また、当社は内部通報規程を制定しております。同規程に則り、内部通報窓口を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けることができるようにし、早期発見、早期対処が実現できるよう、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

②　取締役の職務執行について

当社は、定時取締役会を毎月１回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令上定められている決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行の監視、監督を行っております。

③　リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。

また、経営を取り巻く各種リスクについては、適宜、担当部門管掌取締役もしくは経営会議や取締役会において審議の上、対処してきております。

④　監査等委員会について

監査等委員会は、毎月１回の定時監査等委員会の開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会監査は、監査等委員長を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において審議されており、必要に応じ取締役（会）に対して助言もしくは勧告を行っていくこととしております。

また、監査等委員は定時取締役会、臨時取締役会及びリスクマネジメント委員会等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査しております。

４．会社の支配に関する基本方針

現在のところ、買収防衛策導入の予定はありません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に備え、財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

連結貸借対照表

（2023年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,720,579**	**流動負債**	**2,776,511**
現金及び預金	2,401,671	買掛金	184,446
売掛金	586,652	1年内返済予定の長期借入金	87,019
商品	1,647	未払金	48,792
前払費用	557,968	未払法人税等	46,577
その他	172,830	預り金	1,611,861
貸倒引当金	△191	契約負債	713,551
固定資産	**379,550**	その他	84,263
有形固定資産	**12,646**	**固定負債**	**95,112**
建物	290	長期借入金	86,144
工具、器具及び備品	12,356	株式報酬引当金	6,365
無形固定資産	**129,861**	繰延税金負債	2,602
契約関連無形資産	111,494	**負債合計**	**2,871,623**
ソフトウエア	18,367		
投資その他の資産	**237,041**		
投資有価証券	95,597	（純資産の部）	
長期貸付金	31,387	**株主資本**	**1,218,469**
関係会社長期貸付金	25,000	資本金	593,289
長期未収入金	128,881	資本剰余金	567,259
敷金及び保証金	47,311	利益剰余金	58,267
繰延税金資産	82,747	自己株式	△346
その他	11,285	**非支配株主持分**	**10,035**
貸倒引当金	△185,168	**純資産合計**	**1,228,505**
資産合計	**4,100,129**	**負債純資産合計**	**4,100,129**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年２月１日から
2023年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,454,493**
売上原価		**783,073**
売上総利益		**1,671,420**
販売費及び一般管理費		**1,446,125**
営業利益		**225,295**
営業外収益		
受取利息及び配当金	192	
為替差益	80	
持分法による投資利益	12,816	
債務免除益	7,645	
その他	2,241	22,975
営業外費用		
支払利息	2,708	
貸倒引当金繰入額	7,132	
子会社清算損	1,952	
その他	250	12,043
経常利益		**236,227**
特別利益		
投資有価証券売却益	8,578	
貸倒引当金戻入額	27,635	
持分変動利益	10,714	46,929
特別損失		
投資有価証券評価損	44,033	
貸倒引当金繰入額	118,101	
臨時損失	7,877	170,013
税金等調整前当期純利益		**113,143**
法人税、住民税及び事業税	33,433	
法人税等調整額	22,755	56,188
当期純利益		**56,954**
非支配株主に帰属する当期純利益		2,356
親会社株主に帰属する当期純利益		**54,597**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年２月１日から
2023年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	588,339	562,309	3,669	△346	1,153,972
会計方針の変更による累積的影響額					－
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	588,339	562,309	3,669	△346	1,153,972
当連結会計年度変動額					
新株の発行	4,950	4,950			9,900
親会社株主に帰属する当期純利益			54,597		54,597
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	4,950	4,950	54,597	－	64,497
当連結会計年度末残高	593,289	567,259	58,267	△346	1,218,469

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	181	181	7,679	1,161,832
会計方針の変更による累積的影響額		－	－	－
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	181	181	7,679	1,161,832
当連結会計年度変動額				
新株の発行				9,900
親会社株主に帰属する当期純利益				54,597
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△181	△181	2,356	2,175
当連結会計年度変動額合計	△181	△181	2,356	66,672
当連結会計年度末残高	－	－	10,035	1,228,505

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2023年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,605,470**	**流動負債**	**2,725,768**
現金及び預金	2,335,907	買掛金	157,299
売掛金	536,440	1年内返済予定の長期借入金	85,579
商品	1,647	未払金	48,043
前渡金	97,616	未払費用	49,486
前払費用	557,575	未払法人税等	40,141
その他	76,473	預り金	1,597,403
貸倒引当金	△191	契約負債	712,946
固定資産	**373,268**	その他	34,868
有形固定資産	**12,591**	**固定負債**	**86,349**
建物	290	長期借入金	79,984
工具、器具及び備品	12,301	株式報酬引当金	6,365
無形固定資産	**18,367**	**負債合計**	**2,812,118**
ソフトウエア	18,367		
投資その他の資産	**342,309**	（純資産の部）	
投資有価証券	56,005	**株主資本**	**1,166,620**
関係会社株式	147,500	**資本金**	**593,289**
長期貸付金	31,387	**資本剰余金**	**567,259**
関係会社長期貸付金	25,000	資本準備金	567,259
長期未収入金	118,208	**利益剰余金**	**6,417**
長期前払費用	10,944	その他利益剰余金	6,417
敷金及び保証金	45,111	繰越利益剰余金	6,417
繰延税金資産	82,747	**自己株式**	**△346**
貸倒引当金	△174,596	**純資産合計**	**1,166,620**
資産合計	**3,978,738**	**負債純資産合計**	**3,978,738**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2022年２月１日から
2023年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,288,347**
売上原価		**750,782**
売上総利益		**1,537,564**
販売費及び一般管理費		**1,346,026**
営業利益		**191,538**
営業外収益		
受取利息	228	
業務受託料	2,520	
受取家賃	2,660	
その他	1,861	7,269
営業外費用		
支払利息	2,628	
その他	26	2,654
経常利益		**196,153**
特別利益		
投資有価証券売却益	8,578	
貸倒引当金戻入額	27,635	
関係会社事業損失引当金戻入額	5,521	41,736
特別損失		
投資有価証券評価損	44,033	
貸倒引当金繰入額	118,101	
臨時損失	7,877	170,013
税引前当期純利益		**67,876**
法人税、住民税及び事業税	30,319	
法人税等調整額	22,022	52,342
当期純利益		**15,534**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年２月１日から
2023年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	588,339	562,309	562,309	△9,116	△9,116	△346	1,141,186	1,141,186
会計方針の変更による累積的影響額							－	－
会計方針の変更を反映した当期首残高	588,339	562,309	562,309	△9,116	△9,116	△346	1,141,186	1,141,186
当期変動額								
新株の発行	4,950	4,950	4,950				9,900	9,900
当期純利益				15,534	15,534		15,534	15,534
当期変動額合計	4,950	4,950	4,950	15,534	15,534	－	25,434	25,434
当期末残高	593,289	567,259	567,259	6,417	6,417	△346	1,166,620	1,166,620

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

(1)　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　３社

・連結子会社の名称　　㈱ロックガレージ
㈱SEA Global
㈱エンターメディアFC

SKIYAKI 65 Pte. Ltd.及びSKIYAKI 82 Inc.については、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除いております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結計算書類に含めております。

(2)　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数
３社

・会社の名称　　㈱3DAY
㈱shabell
㈱SKIYAKI LIVE PRODUCTION

②　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、㈱3DAYの決算日は10月31日、㈱shabellの決算日は９月30日、㈱SKIYAKI LIVE PRODUCTIONの決算日は４月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(3)　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ロックガレージの決算日は10月31日、㈱SEA Globalの決算日は３月31日、㈱エンターメディアFCの決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4)　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～15年
工具、器具及び備品	３年～10年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

営業権	５年
契約関連無形資産	７年
ソフトウエア	利用可能期間（３年～５年）

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．株式報酬引当金　　株式報酬制度に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．FCサービス

FCサービスにおいては、主に顧客に対するファンクラブコンテンツの提供を行っており、顧客との契約に基づく契約期間にわたりコンテンツの提供を手配することで履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社グループの役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る会費のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

ロ．ECサービス

ECサービスにおいては、主にクリエイターグッズ等のオンラインでの商品販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社グループの役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る商品代金等のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ハ．ヘッジ方針

金利スワップ取引は金利変動リスクの回避を目的として取引を行う方針であり、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来FCサービスにおける売上高は顧客であるファンから受け取る会費の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における役割を判断した結果、当該会費のうち、当社が受領する手数料のみを純額で売上高に計上する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。なお、当連結会計年度の期首における利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動負債に表示していた「買掛金」の一部については「預り金」に含めて表示するとともに、流動負債に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、「契約負債」に含めて表示しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

クリエイターの独占マネジメント契約により生じた営業権について、従来、契約期間に従い耐用年数を４年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、契約期間を１年間延長することについて契約先企業と合意したため、耐用年数を５年に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10,204千円増加しております。なお、当連結会計年度において当該営業権に係る独占マネジメント契約を解除したため、「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおり、営業権を投資その他の資産の長期未収入金に振り替えるとともに、貸倒引当金を計上しております。

（追加情報）

（会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する一定の仮定について）

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、一部の連結子会社において、エンタテインメント産業におけるライブ・イベントの中止又は延期に代表される経済活動の停滞等により、売上高の減少等の影響が発生しております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、外部の情報源に基づく客観性のある情報等を踏まえ、2024年１月期末にかけて徐々に収束していくとの仮定のもと、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローの予測、投資有価証券の評価及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後上述の仮定が見込まれなくなった場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（表示方法の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（会計上の見積りに関する注記）

（SPIRE社に対する債権の評価）

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度末
長期未収入金	118,101
貸倒引当金	△118,101

(2)　会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、前連結会計年度において、韓国を拠点に活動する特定のアーティストの公演、番組への出演、歌唱、演奏等の実演、作詞作曲、撮影その他の著作、グループ及び個人等の肖像の商品化利用等、日本における一切のアーティスト活動について、独占的にマネジメントを行う権利（営業権）を取得したものの、当連結会計年度において、当該権利取得に係る契約相手先であるSPIRE ENTERTAINMENT CO.LTD.（以下、「SPIRE社」という。）による重大な契約違反があったと判断し、2022年11月16日開催の取締役会において、SPIRE社との業務提携及び同社所属アーティストとの専属契約を解除いたしました。

当該契約解除に伴い、当連結会計年度末において投資その他の資産に計上している長期未収入金118,101千円について、専属契約の解除に係る契約上の返金条項に基づきSPIRE社に対して全額返金を求めておりますが、現時点においてSPIRE社から返金の意思表示がなく、また、韓国の裁判所に対する仮差押えの申立ての結果判明した、SPIRE社が保有する預金口座の残高が当社の要求する返金総額を大きく下回っていることから、SPIRE社に対する債権全額を回収不能と見積り、貸倒引当金118,101千円を計上しております。

当該見積りに用いた仮定の不確実性は高く、返金を要求している債権の回収可能性の見積りと実際の回収額に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　26,955千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

(1)　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　10,785,500株

(2)　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3)　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　48,000株

（金融商品に関する注記）

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に基づき、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を金融機関からの借入により、調達しております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社ビルの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、管理部経理グループが取引相手ごとに期日及び残高を管理することで回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権債務について、管理部経理グループが為替相場の動向を注視し、リスク軽減のためにヘッジ手段について検討しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

債権及び債務の状況に基づき、管理部経理グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

2023年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①長期貸付金	31,387		
②関係会社長期貸付金	25,000		
③長期未収入金	128,881		
貸倒引当金（*1）	△185,168		
	100	100	－
④敷金及び保証金	45,678	45,678	－
資産計	45,778	45,778	－
⑤長期借入金（*2）	173,163	172,956	△206
負債計	173,163	172,956	△206

(*1) 長期貸付金、関係会社長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*4) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	95,597

(3)　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年１月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	－	－	－
関係会社長期貸付金	－	－	－	－
長期未収入金	－	－	100	100
敷金及び保証金	－	45,678	－	45,678
長期借入金	－	172,956	－	172,956

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金、関係会社長期貸付金及び長期未収入金

長期貸付金、関係会社長期貸付金及び長期未収入金については、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しており、時価は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似することから、当該金額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、賃貸借契約満了により、将来回収が見込まれる金額から将来発生が予想される原状回復費用を控除した上で、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

(1)　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2022年２月１日 至　2023年１月31日）
FCサービス	1,406,346千円
ECサービス	761,978
その他	286,168
顧客との契約から生じる収益	2,454,493
その他の収益	－
外部顧客への売上高	2,454,493

(2)　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(4) 会計方針に関する事項　④　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約負債の残高等

契約負債は、主に顧客から受領した前受金及び前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債の期末残高は、連結貸借対照表において区分表示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、150,147千円であります。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

(1)	１株当たり純資産額	113円06銭
(2)	１株当たり当期純利益	5円07銭
(3)	潜在株式調整後１株当たり当期純利益	5円04銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

(1)　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②　その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

③　棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～15年
工具、器具及び備品	３年～10年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

営業権	５年
ソフトウエア	利用可能期間（３年～５年）

(3)　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　株式報酬引当金　　株式報酬制度に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．FCサービス

FCサービスにおいては、主に顧客に対するファンクラブコンテンツの提供を行っており、顧客との契約に基づく契約期間にわたりコンテンツの提供を手配することで履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社の役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る会費のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

ロ．ECサービス

ECサービスにおいては、主にクリエイターグッズ等のオンラインでの商品販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客へのサービス提供における当社の役割は代理人に該当すると判断しており、顧客から受け取る商品代金等のうち当社が受領する手数料を純額で収益として認識しております。

(5)　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③　ヘッジ方針

金利スワップ取引は金利変動リスクの回避を目的として取引を行う方針であり、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

④　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来FCサービスにおける売上高は顧客であるファンから受け取る会費の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における役割を判断した結果、当該会費のうち、当社が受領する手数料のみを純額で売上高に計上する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。なお、当事業年度の期首における利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において流動負債に表示していた「買掛金」の一部については「預り金」に含めて表示するとともに、流動負債に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、「契約負債」に含めて表示しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

クリエイターの独占マネジメント契約により生じた営業権について、従来、契約期間に従い耐用年数を４年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、契約期間を１年間延長することについて契約先企業と合意したため、耐用年数を５年に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,204千円増加しております。なお、当連結会計年度において当該営業権に係る独占マネジメント契約の解除を決定したため、「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおり、営業権を投資その他の資産の長期未収入金に振り替えるとともに、貸倒引当金を計上しております。

（追加情報）

（会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する一定の仮定について）

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、一部の連結子会社において、エンタテインメント産業におけるライブ・イベントの中止又は延期に代表される経済活動の停滞等により、売上高の減少等の影響が発生しております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、外部の情報源に基づく客観性のある情報等を踏まえ、2024年１月期末にかけて徐々に収束していくとの仮定のもと、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローの予測、投資有価証券の評価及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後上述の仮定が見込まれなくなった場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（表示方法の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

（SPIRE社に対する債権の評価）

(1)　当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度末
長期未収入金	118,101
貸倒引当金	△118,101

(2)　会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

(1)　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　4,888千円

②　短期金銭債務　3,760千円

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　26,883千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　662千円

営業取引以外の取引高

受取利息　211千円

受取家賃　2,660千円

管理業務受託料　2,520千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　8,038株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,992千円
投資有価証券評価損	13,483千円
関係会社株式評価損	61,040千円
出資金評価損	3,701千円
減価償却超過額	8,676千円
貸倒引当金	53,519千円
株式報酬費用	10,592千円
支払報酬	10,410千円
未払賞与	7,094千円
繰越欠損金	41,333千円
その他	4,956千円
繰延税金資産小計	218,801千円
評価性引当額	△136,054千円
繰延税金資産合計	82,747千円
繰延税金資産の純額	82,747千円

（１株当たり情報に関する注記）

(1)　１株当たり純資産額	108円25銭
(2)　１株当たり当期純利益	1円44銭
(3)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益	1円43銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年３月17日

株式会社ＳＫＩＹＡＫＩ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹原　玄　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清水幸樹　印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＫＩＹＡＫＩの2022年２月１日から2023年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＫＩＹＡＫＩ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年３月17日

株式会社ＳＫＩＹＡＫＩ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹原　玄　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清水幸樹　印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＫＩＹＡＫＩの2022年２月１日から2023年１月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年２月１日から2023年１月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、会社の内部監査室から監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特段指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年３月27日

株式会社ＳＫＩＹＡＫＩ　監査等委員会

取締役（監査等委員）　井　上　昌　治　㊞

取締役（監査等委員）　近　田　直　裕　㊞

取締役（監査等委員）　丸　山　　聡　㊞

（注）　監査等委員井上昌治、監査等委員近田直裕及び監査等委員丸山聡は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上